

官報

平成十四年二月一日

○第百五十四回 参議院會議録第四号

平成十四年二月一日(金曜日)

午後五時五十四分開議

○議事日程 第四号

平成十四年二月一日

午後四時 本会議

- 第一 平成十三年度一般会計補正予算(第2号)
- 第二 平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一及び第二
- 一、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

日程第一 平成十三年度一般会計補正予算(第2号)

日程第二 平成十三年度特別会計補正予算(特第2号)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長眞鍋賢二君。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

平成十四年二月一日 参議院會議録第四号

平成十三年度一般会計補正予算(第2号)外一件

(眞鍋賢二君登壇、拍手)

○眞鍋賢二君 ただいま議題となりました平成十三年度第二次補正予算一案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算の内容につきましては、既に塩川財務大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

補正予算案は、去る一月二十一日、国会に提出され、二十三日、財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、三十日から本日まで、小泉内閣総理大臣並びに関係各大臣に對し、質疑を行いました。

以下、質疑の若干につき、その要旨を報告申し上げます。

「NGO参加問題に絡んで国会が紛糾し、衆議院では、野党不在のまま、本補正予算の採決が行われましたが、こうした異常な状況の下で、参議院予算委員会の審議を迎えたことについて、総理はどう認識しているのか」との質疑があり、これに對し、小泉内閣総理大臣から、「本来、外務省内部の問題が国会全体を巻き込み、政府全体の問題となったことから、当事者の田中外交大臣、野上外務事務次官、鈴木衆議院議長連立委員長に對し、事態打開のための協力をお願いした。今後は、正常な形で一日も早く、補正予算を成立させ、現下の厳しい経済情勢等の諸問題に對応していきたい」との答弁がありました。

また、補正予算について、「政府は、昨年十一月の第一次補正予算に続き、今回、第二次補正予算を編成したが、その位置付け、経済への波及効果はどうか。NTT株式売却収入を補正財源としているため、有効な雇用対策が取られていないのではない」との質疑があり、これに對し、小泉内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「経済の停滞が続いているが、産業構造が大きく変わるうとしており、改革を進めていく中で、新しい企業の創出、雇用のミスマッチの解消、不良債権の処理等を支援していくことが必要と考えている。昨年九月に米国でテロ事件が発生し、世界同時不況の様相を呈している面もあることから、デフレスパイラルを回避するとともに、構造改革を更に促進する観点で、第二次補正予算を編成した。GDP押し上げ効果は名目で一・二％程度、実質で〇・九％程度と見込んでいます。また、本補正予算では、直接的な雇用対策は講じていないが、建設業の失業者の増大に配慮して、高い経済効果が期待できる事業の追加を行い、雇用の確保にも努めている。一次補正とは方法が異なるが、雇用に對しても大きな効果があると考えている」との答弁がありました。

質疑は、このほか、牛海綿状脳症対策、特殊法人改革、有事法制の必要性、不良債権問題、ベイオフの解禁、地球温暖化対策、高齢社会対策大綱、新エネルギー問題、若年層の失業問題など多岐にわたりましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して高嶋理事が反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して入澤委員が賛成、日本共産党を代表して紙委員が反対、国会改革連絡会の平野理事が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成十三年度第二次補正予算案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 両案に對し、討論の通告がございます。順次発言を許します。若林秀樹君。

(若林秀樹君登壇、拍手)

○若林秀樹君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出平成十三年度第二次補正予算案に反對する立場から討論をいたします。

戦後、日本は敗戦の焼け野原の中から、血のにじむような努力によって、奇跡的な経済復興、そして高度成長を成し遂げました。一生懸命頑張ってきたのです。しかし、自民党政権が金融政策などにおいて致命的な過ちを犯したことによって、バブルの誕生と崩壊という事態が生じ、今までの努力は文字どおり水の泡になってしまいました。その後、自民党政権は、景気対策と称しては旧来型公共事業中心の財政出動を繰り返すだけで、根源的な問題の先送りを行ってきました。そして、生み出されたものは、巨額の財政赤字と長期にわたる不況という有様です。

そのような八方ふさがりの状況を打破してくれないのではないかと国民の期待を一身に背負って小泉内閣は誕生しました。しかし、どうでしょう。既に九か月が経過しましたが、改革実現への国民の期待は完全に裏切られ、今や国民の間には改革に對する落胆とあきらめの気持ちが渦巻いております。

昨年五月、小泉政権が発足してから、日経平均株価は一万四千円から一万円前後と約三割下落し、失業率も四・八％から昨年十二月には過去最悪の五・六％に上昇、昨年の企業倒産は一万九千四百十一件、これは戦後二番目、バブル崩壊後最悪でございます。まるで坂を転げ落ちるかのごとく日本経済は悪化し続けています。また、グローバル経済が進展する中で、空洞化問題、産業再生の具体策については全く議論が深まっておらず、貿易黒字は縮小し、あるシンクタンクの予測では、五年以内に経常赤字、貿易赤字に陥る可能性があると言われている。

総理はこの間、小泉流構造改革を進めれば当然痛みが生じ、職を失う人も出てくるが、サービス

部門を中心に今後五年間で五百三十万人規模の雇用創出が期待でき、希望にあふれた、自信と誇りに満ちた日本社会を実現できると叫ぶだけで、実効性ある施策を打たずに、ただ傍観するだけではありません。

さきの衆議院での審議においては、大変残念なことが起こりました。日本のNGOのアフガニスタン復興会議への参加問題をめぐって審議が中断し、協議を求めた野党側を無視し、予算委員会、財政金融委員会、そして本会議において与党単独採決を行いました。正に民主主義を否定する暴挙と言わざるを得ません。

そして小泉首相は、田中眞紀子外相、野上事務次官、そして鈴木宗男議院運営委員長を辞任させましたが、事実関係の究明をせずして、三人の首を切って事足りたのは、大きな誤りでございます。

族議員と官僚が一体になって政治を牛耳る手法は自民党の積年の体質であります。小泉首相は、構造改革、政治改革をうたいながら、今回はそれを目をつぶる首相の姿勢は断じて許せるものではありません。今後とも真相の徹底的な究明が必要であります。

民主党は、現下の厳しい経済情勢、雇用情勢にかんがみ、必要な財政措置を取ることは否定しませんが、以下、本補正予算に反対する具体的な理由を申し上げます。

まず第一に、この補正予算を組む経過と時期の問題です。

昨年十一月十六日、第一次補正予算が成立しました。審議の過程では、本会議、そして様々な委員会において、総理を始め各閣僚は、第二次の補正予算を編成するつもりはありませんとはっきり断言されました。しかし、予算成立した三日後の十九日、舌の根も乾かぬうちに、小泉総理は第二次補正予算の編成を指示しました。これは一体どういうことなのでしょう。正に国会を軽視することにも甚だしいものであり、ひいては国民の信頼を裏切るものであります。また、第一次補正予算を執行する前から第二次補正を編成するという

ことは、第一次補正予算の効果について国民に疑問を投げ掛け、更なる消費マインドの減退を生むものではないでしょうか。

そして、いよいよ本予算を審議すべき年度末のこの時期に、一時的な支出にすぎない補正予算をわざわざ組むことに何の意味があるのでしょうか。全く理解に苦しみます。本気で日本経済を立て直すために改革をする気があるなら、補正を組む資源をすべて十四年度予算に盛り込み、より効果的な予算編成を実施すべきではなかったでしょうか。

第二に、補正予算の中身と経済効果であります。

改革推進公共投資と冠が付いていますが、官庁営繕費に約二百三十九億、公務員宿舍施設費に約百十億、独立行政法人、中央省庁等の官公庁施設費に総額の三〇%近く、実に六千六百億、円程度も費やしています。この予算のどこが改革推進なのでしょいか。

第三に、補正予算は、国債発行三十兆円のメンツを保つために、平成十四年度予算を歳出削減の緊縮予算に見せ掛け、入り切らなかつた公共事業関係費を入れる帳じり合わせのために組まれた補正予算であります。今回の補正予算がどうしても必要で、なおかつ国債発行三十兆円枠を堅持しようとするならば、まず真っ先に政府自らが身を削るような歳出削減を行い、それこそ乾いたタオルを絞るようなことにより財源捻出に努力するのが当然であります。

それから第四に、新たな国債発行をしないと言いつつ、本来、国債償還に充てるはずのNTT株の売却益を転用することは、実質的に隠れ借金を作る以外の何物でもありません。長岡藩の米百俵の精神とは全く逆のことであり、今ある米どころか、返さなければならぬ米さえ食べしてしまうというところであります。

大半を占めるNTT無利子貸付事業のいわゆるBタイプ、補助金型は、無利子貸付けとは名ばかりで、後で国が同額の補助金を交付し、同時に地方自治体に裏負担を強制するものであります。こ

れは、更に国の財政を悪化させ、逼迫した地方財政も更に窮地に追い込むものであり、到底容認できるものではありません。

また、NTT無利子貸付事業収益回収型も名ばかりで、問題の三セク等に貸し付けているところが多々見られ、損失が出ると税金で補てんされるケースが多いことであります。しかも、情報開示が不十分であり、いい加減な使い方がされる可能性が高いと言わざるを得ません。

そして最後に、第五番目の理由は、現下の最重要課題である雇用対策や中小企業対策が何ら盛り込まれていないことであります。

日増しに悪化する経済情勢は雇用に対して深刻な影響を及ぼしており、失業率も過去最悪を更新しています。このような状況からすれば、雇用のセーフティネットの拡充、ワークシェアリング推進のための環境整備、民主党が主張する雇用保険財政安定化のための基金を創設することなどが喫緊の課題であることはだれの目にも明らかであります。本補正予算によれば今後一年間に見込まれる雇用創出効果は十一万人、わずか〇・一%の改善にすぎないということを政府自らが試算しているわけであります。

また、先ほど申し上げましたように、企業倒産件数が急増する中で、中小企業からは、金融機関が自己資本比率維持等のために、貸し渋り、貸しはがしを行っているという悲鳴が聞こえてきます。

一次補正においては、民主党の提言により、中小企業者が保有している売り掛け債権に着目した信用保証制度が創設されました。不十分とはいえず、新しい中小企業対策が盛り込まれたことは一歩前進と評価しました。しかるに、今般の二次補正には、中小企業対策費が完全に欠落しており、大きな問題と言わざるを得ません。また、ベンチャー企業・新産業創出につながる施策も完全に抜け落ちております。

民主党は、小泉流構造改革には、いかなる経済や社会の構造を目指すのか、全く将来社会に対するビジョンがないと訴え続けてまいりました。小

泉流構造改革にビジョンがあるとすれば、それは既得権益を持った一部の人がだけ自信と誇りに満ちた生活を送れるようになり、まじめに働くその他の大部分の人は安心して生活できず、中小企業は切り捨てられる社会を作ることだと思わざるを得ません。

以上が、第二次補正予算二案に反対する主な理由であります。

我々は、これまで小泉内閣九か月の政権運営を見てまいりました。小泉流構造改革とは、本質的な問題には手を付けず、改革を連呼し、看板を付け替えるだけという実態が本二次補正予算二案でも明らかになりました。自らの無為無策により、国民生活を不安に陥れ、それを平気で放置するのが小泉内閣の本当の姿である、そのことを最後に指摘し、私の討論を終わらせていただきます。

(拍手)
○議長(井上裕君) 野沢太三君。

○野沢太三君(登壇、拍手)
野沢太三君 私は、自由民主党、保守党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となった平成十三年度第二次補正予算二案に対し、賛成の立場から討論を行います。

小泉総理は、昨年春の就任以来、聖域なき構造改革の基本方針の下、懸案となっていた諸課題に対し、積極果敢に取り組んでこられました。中でも、特殊法人改革についてはかつてない思い切った改革に踏み込み、また、経済面でも、昨年十一月に雇用、中小企業のセーフティネットの整備拡充を中心とした平成十三年度第一次補正予算を編成するなど、国民生活安定のための環境づくりに尽力されております。

しかしながら、我が国経済は、昨秋以降、米国の同時テロなど不測の事態に見舞われ、消費意欲の落ち込み、設備投資の減少など、景気は一段と厳しさを増しております。

かかる状況下で、構造改革を円滑に進め、真の経済再生を図るためには、改革推進に重点を置いた景気対策の実施こそ何よりも求められております。

本補正予算は、政府が先般決定した緊急対応プログラムに基づき、我が国経済の活性化に資する諸般の措置が盛り込まれたものであり、大いに賛意を表するものであります。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、本補正予算は、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、景気に配慮した内容となっていることとあります。

本補正予算には、二兆五千億円の公共投資の追加が盛り込まれ、その規模は事業費ベースで実に四兆一千億に上っております。内容的にも、都市再生型の公共事業や自然共生型公共事業など、いずれも構造改革を促進するとともに、民需や雇用の誘発効果が高く、即効性のある事業に重点化を図っております。

かかる施策が相まって、今後一年間で名目GDPを一・二％程度押し上げるとともに、十一万人もの雇用創出効果が見込まれております。正に時宜にかなった予算として早急に実施されるべきものと考えます。

賛成の第二の理由は、科学技術・IT振興など二十一世紀の発展基盤整備として、独創的、先端的な研究施設の整備や産学官連携による研究開発の推進に必要な経費など、成長フロンティアの拡大に資する分野に約九千億円の予算を計上しております。

賛成の第三の理由は、少子高齢化対策の推進のため、保育所整備を進めるほか、特別養護老人ホームなどの介護関連施設、子育て支援拠点施設整備のための経費等が盛り込まれております。

賛成の第四の理由は、厳しい財政状況に配慮した内容となっている点であります。すなわち、国債増発を極力避けるため政府の保有資金を最大限活用することとしております。

以上、本補正予算に盛り込まれた諸施策は、直面する経済問題に効果的に対処し、我が国経済の早期回復と国民生活の安定、向上のために緊急かつ不可欠の内容であると確信するものであります。

最後に、アフガニスタン復興支援会議へのNGO参加問題で国会が混乱したにもかかわらず、本日ここに議事を迎えたことは、政府、議会関係者それぞれの時局に配慮した努力によるものであり、ここに改めて感謝をいたします。

外交は、アフガニスタン問題を始め要人の来日等重要問題が山積しており、一日もおろそかにできません。

総理始め、すべての閣僚、すべての政治家が一致団結し、一刻も早く国民の、そして世界の信頼を取り戻すよう最善の努力をしていかなければならないと思っております。

以上のことを強く申し述べ、私の賛成討論いたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(井上裕君) 投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一

賛成 百三十六

反対 九十五

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法

等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。財政金融委員長長山下八洲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山下八洲夫君登壇、拍手〕

○山下八洲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子貸付制度について整備改善を図るとともに、これに伴う財源措置その他必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、無利子貸付の対象となった事業の内容と景気に及ぼす効果、二〇〇八年度の国債の大量償還に向けた政府の対応、NTT株式売払収入の全額を貸し付けることができる根拠等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して円より子理事、日本共産党を代表して池田幹幸委員、国会改革連絡会の平野達男委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

これにて投票を終了いたします。

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 百三十九

反対 九十四

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

午後六時二十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君

副議長 本岡 昭次君

議員

大江 康弘君	森 ゆうこ君
山本 香苗君	松 あきら君
高橋紀世子君	平野 達男君
遠山 清彦君	渡辺 孝男君
岩本 莊太郎君	広野ただし君
福本 潤一君	沢 たまき君
中川 義雄君	日出 英輔君
島袋 宗康君	西川きよし君
山口那津男君	加藤 修一君
山本 保君	弘友 和夫君
木村 仁君	佐々木知子君
平野 貞夫君	田村 秀昭君
風間 昶君	高野 博師君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
鶴保 庸介君	入澤 肇君
松岡満壽男君	山本 正和君
日笠 勝之君	森本 晃司君
木庭健太郎君	山下 栄一君

泉 信也君	月原 茂皓君
西岡 武夫君	田名部匡省君
統 弘君	浜四津敏子君
白浜 一良君	鶴岡 洋君
草川 昭三君	浜田卓二郎君
扇 千景君	吉田 博美君
柏村 武昭君	龜井 郁夫君
山下 善彦君	山内 俊夫君
森元 恒雄君	松山 政司君
舛添 要一君	藤井 基之君
福島啓史郎君	野上浩太郎君
森田 次夫君	中島 啓雄君
愛知 治郎君	荒井 正吾君
山下 英利君	岩城 光英君
大野つや子君	有馬 朗人君
阿南 一成君	山崎 力君
岸 宏一君	仲道 俊哉君
世耕 弘成君	森山 裕君
魚住 汎英君	太田 豊秋君
阿部 正俊君	岩井 國臣君
北岡 秀二君	市川 一朗君
中島 眞人君	溝手 顯正君
上野 公成君	尾辻 秀久君
野間 起君	狩野 安君
大島 慶久君	吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君	山崎 正昭君
片山虎之助君	若林 正俊君
田中 直紀君	松田 岩夫君
清水嘉与子君	中曾根弘文君
西田 吉宏君	陣内 孝雄君
青木 幹雄君	加納 時男君
久野 恒一君	岩永 浩美君
森下 博之君	西銘順志郎君
段本 幸男君	伊達 忠一君
近藤 剛君	小林 温君
後藤 博子君	脇 雅史君
齊藤 滋宣君	有村 治子君
大仁田 厚君	加治屋義人君
小泉 顯雄君	山本 一太君

佐藤 昭郎君	松村 龍二君
林 芳正君	常田 享詳君
田村 公平君	田浦 直君
鈴木 政二君	三浦 一水君
清水 達雄君	谷川 秀善君
景山俊太郎君	金田 勝年君
武見 敬三君	中原 爽君
鴻池 祥肇君	矢野 哲朗君
加藤 紀文君	南野知恵子君
河本 英典君	服部三男雄君
佐藤 泰三君	宮崎 秀樹君
竹山 裕君	倉田 寛之君
真鍋 賢二君	久世 公堯君
坂野 重信君	杓掛 哲男君
野沢 太三君	桜井 新君
上杉 光弘君	中村 敦夫君
松井 孝治君	鈴木 寛君
岩本 司君	榊葉賀津也君
藤原 正司君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
小齊平敏文君	木俣 佳文君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
保坂 三蔵君	高嶋 良充君
藤井 俊男君	佐藤 雄平君
小川 敏夫君	海野 徹君
櫻井 充君	橋本 聖子君
小林 元君	佐藤 道夫君
今泉 昭君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	平田 健二君
郡司 彰君	小野 清子君
佐藤 泰介君	今井 澄君
堀 利和君	長谷川 清君
峰崎 直樹君	柳田 稔君
篠瀬 進君	斎藤 十朗君
北澤 俊美君	広中和歌子君
勝木 健司君	山下八洲夫君
江田 五月君	奥石 東君
宮本 岳志君	井上 哲十君

又市 征治君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	紙 智子君
大門実紀史君	神本美恵子君
谷 博之君	八田ひろ子君
小泉 親司君	福島 瑞穂君
福山 哲郎君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	大沢 辰美君
井上 美代君	西山登紀子君
大田 昌秀君	大脇 雅子君
齋藤 勲君	小川 勝也君
本田 良一君	林 紀子君
小池 晃君	池田 幹幸君
大淵 絹子君	淵上 貞雄君
和田ひろ子君	円より子君
江本 孟紀君	山本 孝史君
畑野 君枝君	富樫 練三君
岩佐 恵美君	吉川 春子君
直嶋 正行君	角田 義一君
葺科 満治君	川橋 幸子君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
吉岡 吉典君	筆坂 秀世君
内閣総理大臣	小泉純一郎君
外務大臣	片山虎之助君
総務大臣	森山 眞弓君
法務大臣	塩川正十郎君
財務大臣	遠山 敦子君
文部科学大臣	坂口 力君
厚生労働大臣	武部 勤君
農林水産大臣	平沼 赳夫君
経済産業大臣	扇 千景君
国土交通大臣	川口 順子君
環境大臣	福田 康夫君
国務大臣 (内閣官房長官)	
国務大臣 (男女共同参画担当大臣)	

国務大臣 (国家公安委員会委員長)	村井 仁君
国務大臣 (防衛庁長官)	中谷 元君
国務大臣 (沖繩及び北方対策担当大臣)	尾身 幸次君
国務大臣 (科学技術政策担当大臣)	柳澤 伯夫君
国務大臣 (金融担当大臣)	石原 伸晃君
国務大臣 (規制改革担当大臣)	
議長の報告事項	
昨一月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	補欠 峰崎 直樹君
財政金融委員	補欠 内藤 正光君
国家基本政策委員	補欠 羽田雄一郎君
予算委員	補欠 筆坂 秀世君
辞任 大橋 巨泉君	補欠 遠山 清彦君
辞任 福本 潤一君	補欠 紙 智子君
決算委員	補欠 筆坂 秀世君
辞任 遠山 清彦君	補欠 福本 潤一君
同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
辞任 大橋 巨泉君	補欠 和田ひろ子君

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律

目次

第一章 共通関係(第一条)	
第二章 内閣府関係(第二条―第五条)	
第三章 総務省関係(第六条―第十条)	
第四章 財務省関係(第十一条―第十九条)	
第五章 文部科学省関係(第二十条―第二十八条)	
第六章 厚生労働省関係(第二十九条―第四十条)	
第七章 農林水産省関係(第四十一条―第四十九条)	
第八章 経済産業省関係(第五十条―第五十三条)	
第九章 国土交通省関係(第五十四条―第八十六条)	
第十章 環境省関係(第八十七条―第八十八条)	
附則	
第一章 共通関係	
(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)	
第一条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。	
第一条中「融資」の下に「等」を加える。	
第二条第一項中「(以下この項を)及び官公庁施設の建設等の事業(以下この項、次条及び第七条に改め、同項第二号を次のように改める。」	
二 国の負担又は補助を受ける公共的建設事業のうち、民間投資の拡大又は地域におけ	

る就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要があるもの

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、同項第一号に係るものにあつては二十年(五年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で、同項第二号に係るものにあつては五年(二年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で、それぞれ別に法律で定める。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるもののうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

一 消防の用に供する施設を整備する事業

都道府県

二 公立の盲学校及び聾学校の幼稚部並びに幼稚園の施設を整備する事業 地方公共団体

三 ライフサイエンス(生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技术をいう。以下この号において同じ。)に関する研究開発、ライフサイエンスに関する研究開発に係る情報の収集及び解析並びにこれらの成果の普及及び活用の促進を行うための施設を整備する事業 地方公共団体

四 農林畜水産物及び食品の流通の増進及び改善のための施設を整備する事業 地方公共団体

五 食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第

百十六号)第二条第三項の食品循環資源をいう。)の有効な利用を確保するための施設を整備する事業 地方公共団体

六 農林漁業の生産力の維持増進のための施設並びに農用地及び漁場を整備する事業 都道府県

七 地勢等の地理的条件が悪く経済的社会的諸条件が不利な地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事業 都道府県

八 都市と農山漁村との間の交流の促進に資する施設の整備に関する事業 都道府県

九 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地地区画整理事業その他の事業を計画に基づき総合的に行う事業 地方公共団体

十 相当規模の住宅の敷地の整備、住宅地の造成又は住宅の建設と公共の用に供する施設の整備を一体的に行う事業及びこれに付随する事業 地方公共団体又は地方住宅供給公社

十一 鉄道の技術の高度化に資する研究開発を行うための施設を整備する事業 鉄道の技術に関する試験研究等を行うことにより鉄道路線の健全な発達に寄与することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人

十二 自然環境の保護又は健全な利用のための施設(都道府県が執行する自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二条第六号に規定する公園事業に該当するものを除く。)を整備する事業 地方公共団体

十三 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に資する技術を用いた住宅その他の施設の普及の促進のための施設を整備する事業 地方

公共団体

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

第三条第一項中「及び第七条」を、第七条及び附則第三条に改める。

第四条中「地方公共団体等」に対しを削る。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 国は、第二条の二第一項に該当する事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を同項各号に定める者に対し無利子で貸し付けた場合には、当該貸付金の対象とした事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該各号に定める者に当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

2 第二条の二第一項の規定により貸付けを受けた者が、当該貸付金について、同条第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第五条第一項中「第二項第一号」の下に「又は第二項第二号」を加える。

第六条第二項第一号及び第二号中「第二項第一項」の下に「又は第二項第二号」を加え、同項に次の一号を加える。

四 次条第六項に規定する当該公共的建設事業に関する経理を行う場合の一般会計又は特別会計(次条において「特別事業関係会計」という。)への同項の規定による繰入れの財源

第六条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同

において、第五条第二項の規定により国が補助することが出来る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、振興開発計画に基づく事業であつて、情報通信産業に係る事業場として相当数の企業に利用させるための施設(これと一体的に設置される共同利用施設を含む)及び健康の保持増進に資することを目的として主として生物工学的方法を用いた研究開発を行うための施設を整備するもので社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第四条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の六第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第五項の」を削り、「同法」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に改め、同条を附則第五条の七とする。

附則第五条の五を附則第五条の六とし、附則第五条の四を附則第五条の五とし、附則第五条の三の次に次の一条を加える。

第五条の四 公庫は、平成十八年三月三十一日までを限り、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法附則第三条第一項に規定する公共施設等の建設を行う選定事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第五項に規定する選定事業者をいう。附則第五条の七において同じ。)に対し、第十九条第一項第一号の規定により当該建設に要する費用に充てる資金の貸付けを行うと

きは、無利子で貸し付けることができる。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第五条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十三条の規定により国がその費用について補助することが出来る施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十三条の規定により国が補助することが出来る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の四項を加える。

3 前項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、第十三条の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政

令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第三章 総務省関係

(地方財政法の一部改正)

第八條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の六の次に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け金に係る地方債の特例)
第三十三條の六の二 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、国から日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項に規定する公共的建設事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを受ける場合

に限り、当該費用のうち当該貸付けを受ける資金の額に相当する部分については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

(消防施設強化促進法の一部改正)

第七條 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「(国の補助の割合の特例)」を付する。

附則に次の見出し及び九項を加える。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、市町村に対し、第二条の規定により国がその費用について補助することが出来る第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二

条から第四条までの規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第八項において同じ。)により国が補助することが出来る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、市町村に対し、前項の規定による場合のほか、消防施設の購入又は設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 前二項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第四項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二条から第四条までの規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。この場合における第五条の規定の適用については、同条中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」とする。

9 国は、附則第五項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、第三条の規定にかかわらず、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金

に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 市町村が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

11 第五条から第七条までの規定は、国が附則第四項又は第五項の規定により、無利子で貸付けを行う場合における当該無利子の貸付金について準用する。この場合において、第五条中「補助を」とあるのは「貸付けを」と、「交付申請書」とあるのは「貸付申請書」と、第六条第一項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「交付を」とあるのは「貸付けを」と、「交付した」とあるのは「貸し付けた」と、第七条中「交付」とあるのは「貸付け」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と読み替えるものとする。

12 第五条から第七条までの規定は、国が附則第九項の規定により補助を行う場合について準用する。この場合において、第五条中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」と読み替えるものとする。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第八条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ものをいう」の下に。附則第三条第一項において同じ」を加える。

附則に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に對

し、地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るための施設であつて電気通信システム及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するもの（次項において「地域情報流通施設整備事業」という。）に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、都道府県に對し、地域情報流通施設整備事業につき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村の組合が行う場合にあつては当該市町村又は市町村の組合に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し市町村が補助する費用に充てる資金について当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定

による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（独立行政法人通則法の一部改正）

第九条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に對し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限

を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第十条 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第七条の二 国は、当分の間、過疎地域の市町村に對し、第十一条第一項の規定により国がその経費について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十一条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。第四項において同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により過疎地域の市町村に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十一条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 過疎地域の市町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合、政令で定める場合を除く。における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第四章 財務省関係

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第十一条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項を次のように改める。

前項の規定により同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八條の三及び第八條の四第一項の規定の適用については、第八條の三中「次条第一項」とあるのは「次条第一項又は附則第十六條第二項」と、「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七條第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは「負担金、森林法附則第六項、緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十三条第一項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六項、緑資源公団法附則第十三条第一項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れられる金額を除く。」とする。

る無利子の貸付金、次条第二項」と、「相当するもの」とあるのは「相当するもの、附則第十四條、第十五條、第十六條第一項又は第十七條の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第八條の四第一項中「金額」とあるのは「金額(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。)」とする。

附則に次の二条を加える。

第十六条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治山勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を治山勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(次条の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れられるものとする。

前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から治山勘定に繰り入れられるものとする。

第十七条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて治山勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れられるものとする。

資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れられるものとする。

(国立病院特別会計法の一部改正)

第十二条 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の見出し及び四項を加える。
(産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れ等)

3 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合におけるこの会計の各勘定の歳入及び歳出については、第四條第一項中「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二項中「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、同条第二項中「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」とあるのは「繰入金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、同条第二項中「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」とあるのは「繰入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金」

金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金とする。

4 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第六項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れられるものとする。

5 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れられるものとする。

6 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れられるものとする。

(国営土地改良事業特別会計法の一部改正)

第十三条 国営土地改良事業特別会計法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び四項を加える。

(産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れ等)

2 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三條、第五條及び第六條第一項の規定の適用については、第三條中「第五條の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第五條又は附則第四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金、附則第三項又は第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第五條第一項中「政令で定めるものに相当する金額」とあるのは「政令で定めるものに相当する金額(これらの金額のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額に相当するものを除く。)」と、同條第二項中「前項の規定により」とあるのは「前項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により」と、第六條第一項中「繰り入れるものとする。」とあるのは「繰り入れるものとする。」日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れがあった場合の当該繰入れの金額に対応するものも、同様とする。」とする。

3 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第五項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

4 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第十四條 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十七項中「附則第四項若しくは第五項の下に、道路の修繕に関する法律第三條第一項を加え、」から第八項までを、から第九項までを、「附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項」を「附則第九條第二項、民間都市開発の推進に

関する特別措置法附則第十五條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項に改め、」若しくは第九項の下に、道路の修繕に関する法律第三條第四項を加え、」附則第十二項から第十四項までを「附則第十三項から第十五項まで」に、「又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第九條第七項」を、「沖繩振興開発特別措置法附則第九條第七項」又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項に改める。

附則第十八項中、「同項に」を「同項に」に改め、「行う場合」の下に「又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合」を、「附則第二十項の下に」若しくは第二十三項を、「第七條第五項」の下に「又は第六項」を加え、」道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法を、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)に、「から第八項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を、「から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)」に、「又は沖繩振興開発特別措置法附則第九條第二項を、沖繩振興開発特別措置法附則第九條第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項に改め、」附則第十九項の下に、「第二十一項、第二十二項又は第二十四項を、」若しくは第九項の下に、道路の修繕に関する法律第三條第四項を加え、」附則第十二項から第十四項までを「附則第十三項から第十五項まで」に、「又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第九條第七項」を、「沖繩振興開発特別措置法附則第九條第七項」を、「沖繩振興開発特別措置法附則第九條第九

項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項に、」並びに道路法附則第四項若しくは第五項を、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項に、「から第八項まで、道路整備特別措置法」を、「から第九項まで、道路整備特別措置法」に、「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項を、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項に改め、」貸付金の貸付けの下に「並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」を加える。

附則第十九項中「附則第四項若しくは第五項」の下に、道路の修繕に関する法律第三條第一項を加え、」第八項を、第九項に、「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項を、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項に改める。

附則第二十項中「第九項の下に、道路の修繕に関する法律第三條第四項を加え、」附則第十二項から第十四項までを、附則第十三項から第十五項までを、「又は沖繩振興開発特別措置法附則第九條第七項を、沖繩振興開発特別措置法附則第九條第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項に改める。

附則第二十一項中「附則第四項若しくは第五項」の下に、道路の修繕に関する法律第三條第一項を加え、」第八項を、第九項に、「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十

五条第一項を、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項に改める。

附則第二十五項を附則第二十八項とし、附則第二十二項から第二十四項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二十一項の次に次の三項を加える。

22 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行つた場合においては、当該繰入金金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第二十四項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

23 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

24 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、同項に規定する当該公共の建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合において、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

第十五条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第

四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十項中、「同項に」を「同項に」に、「における治水勘定の歳入及び歳出」を「又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第四条、第五条及び第七条の規定の適用に」、「一般会計からの繰入金」を「規定による一般会計からの繰入金」に、「一般会計からの繰入金」を「又は附則第三十四項の規定による一般会計からの繰入金」に改め、「第七条第五項の下に」又は第六項を加え、「附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の」を「(昭和二十九年法律第九十九号)附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十五条第一項の規定による貸付金の」に、「同項第五号中「繰入金」を同項第七号中「繰入金」に改め、「附則第三十一項の下に」、「第三十二項、第三十三項又は第三十五項を」、「への繰入金」との下に、「第五条第一項第一号中の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは又は附則第三十四項の規定による一般会計からの繰入金及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第三十三項又は第三十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第七条第一項中「費用」とあるのは「費用(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てて充てるものを除く。）」と、同条第二項中「費用」とあるのは「費用(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てて充てるものを除く。）」と改める。

るものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てて充てるものを除く。）」と、同条第二項中「費用」とあるのは「費用(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てて充てるものを除く。）」と改める。

附則に次の三項を加える。

33 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰入れを行つた場合においては、当該繰入金金を治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(附則第三十五項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

34 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

35 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、同項に規定する当該公共の建設事業であ

つて治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第十六条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項を次のように改める。

20 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合においては、第四条及び第七条第一項の適用については、第四条第一項第一号中の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「又は附則第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第四号中「港湾法第五十五条の七第一項」とあるのは「港湾法第五十五条の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に係る法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)附則第七項又は沖縄振興開発特別措

置法附則第九條第一項と、同条第二項第四号中「港法第五十五條の七第一項」とあるのは「港法第五十五條の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港灣工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第一項」と、同項第八号中「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金及び附則第二十一項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第七條第一項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港灣整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港灣整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

附則第二十四項を附則第二十七項とし、附則第二十三項を附則第二十六項とし、附則第二十二項の次に次の三項を加える。

23 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から港灣整備勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金金を港灣整備勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第二十五項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまで

の金額を、予算で定めるところにより、港灣整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

24 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から港灣整備勘定に繰り入れるものとする。

25 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつて港灣整備勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港灣整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

（国立学校特別会計法の一部改正）
第十七條 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二十五項を附則第二十九項とし、附則第二十項から第二十四項までを四項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の見出し及び四項を加える。

（産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入れ等）
20 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三條第二項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電

信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第二十一項及び第二十三項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

21 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第二十三項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

22 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

23 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、同項に規定する当該公共建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

（空港整備特別会計法の一部改正）
第十八條 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「から第十一項まで」の下に「若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二條第一項を「行う場合」の下に又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合」を加え、「この会計の歳入及び歳出を、第三條第一項の適用に、「第三條第一項」を「同項」に改め、「第七條第五項」の下に及び第六項を、「附則第十五項」の下に「第十六項、第十七項及び第十九項」を加える。

附則第十五項及び第十六項中「から第十一項まで」の下に「又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二條第一項を加える。

附則に次の三項を加える。
17 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第十九項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

18 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。
19 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特

別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金額が、同項に規定する当該公共建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第十九条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 日本政策投資銀行は、平成十八年三月三十一日までを限り、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法附則第三条第一項に規定する公共施設等の建設に要する費用に充てる資金について、第二十条第一項第一号の規定により貸付けを行うときは、国からの無利子の貸付金を財源として、政令で定めるところにより、無利子で貸し付けることができる。

第五章 文部科学省関係

(文化財保護法の一部改正)

第二十条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条から第二百一十三条までを削り、第二百一十四条を第二百一十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)

第二百一十二条 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第三十五条第一項の規定により国がその経費について補助す

ることができ、重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 重要文化財の所有者又は管理団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6 国が第一項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第三十五条第二項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第三項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

第二百二十五条から第三百三条までを削る。

(公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の一部改正)

第二十一条 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び八項を加える。

(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三条第一項の規定により国がその経費について補助することができ、建築物の改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)次項において「社会資本整備特別措置法」という。第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三条第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第七項において同じ)により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、前項の規定、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の高等学校(全日制の課程を含む。以下この項及び附則第八項において同じ)の施設の整備(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十八年法律第三十一号)第五条第二項の規定により国がその経費について補助することができ、公立の高等学校の施設の整備及び活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十三条の規定により国がその費用について補助することができ、同条に規定する施設の整備を除く。)で社会資本整備特別措置法第二十一条第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 国が附則第二項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第十条中「第三条第一項の補助」とあるのは、「附則第二項の貸付け」として、同条の規定を適用する。

5 附則第二項及び第三項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

6 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建築物の改築について、第三条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の高等学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金につ

いて、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(へき地教育振興法の一部改正)

第二十二條 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び六項を加える。

(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六條第一項の規定により国がその経費について補助する事務(第三條第二号に規定する住宅の建築及び同條第三号に規定する施設の設置に係るものに限る。附則第五項において同じ。)で日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六條第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第五項において同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事務に係る第六條第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

7 第七條及び第八條の規定は、附則第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、第七條中「交付した」とあるのは「貸付け」と、「交付した」とあるのは「貸し付け」と、「補助」とあり、及び「交付の」とあるのは「貸付けの」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と、第八條中「交付」とあるのは「貸付け」と読み替えるものとする。

(学校給食法の一部改正)

第二十三條 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項に次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七條第一項の規定により国がその経費について補助することができ得る学校給食の開設に必要な施設の建築又は設備の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二條第一項又は附則第五項の規定により国がその経費について負担する建物の建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二條第一項又は附則第五項の規定(これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十七項において同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七條第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第六項において同じ。)により国が補助することができ得る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、学校給食の実施に必要な施設の建築又は設備の整備で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七條第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

9 第九條の規定は、附則第二項の規定により国が地方公共団体に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同條中「交付の」とあり、及び「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「交付した」とあるのは「貸付け」と、「交付した」とあるのは「貸し付け」と、「補助に」とあるのは「貸付けに」と読み替えるものとする。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第二十四條 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

12 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二條第一項又は附則第五項の規定により国がその経費について負担する建物の建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二條第一項又は附則第五項の規定(これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十七項において同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

13 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三項第一項の規定により国がその経費について補助することができ、危険校舎等の改築で社会資本整備特別措置法第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三項第一項の規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十八項において同じ。）により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

14 国は、当分の間、前二項の規定、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の養護学校の施設の整備(活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十三条の規定により国がその費用について補助することができ、同条に規定する施設の整備を除く。)で社会資本整備特別措置法第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

15 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

16 前項に定めるもののほか、附則第十二項から第十四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

17 国は、附則第十二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の建築に係る第二項第一項又は附則第五項の規定による国の負担に

ついては、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

18 国は、附則第十三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である危険校舎等の改築について、第三項第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

19 国は、附則第十四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の養護学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

20 地方公共団体が、附則第十二項から第十四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十五項及び第十六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)

第二十五条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六項の規定により国がその経費について補助

することができ、夜間学校給食の開設に必要な施設の建築又は設備の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六項の規定により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

3 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、夜間学校給食の実施に必要な施設の建築又は設備の整備で社会資本整備特別措置法第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

附則に次の四項を加える。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第六項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 国は、附則第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に

相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 地方公共団体が、附則第二項又は第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第二十六条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十七項とし、附則第四項から第八項までを八項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の見出し及び八項を加える。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三項第一項の規定により国がその経費について負担する建物の新築、増築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。)第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三項第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第九項において同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、前項の規定、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)附則第二項及

び第三項の規定並びにスポーツ振興法(昭和三十一年法律第四十一号)附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校の施設の整備(難島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第九條第四項の規定により国がその費用について補助する同項第二号に規定する施設の設置、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)第六條第一項の規定により国がその経費について補助する同法第三條第三号に規定する施設の設置、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第七十三号)第十五條第二項の規定により国がその経費について補助する同項第一号に規定する寄宿舎の新築又は増築及び活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十三條の規定により国がその費用について補助することができると同条に規定する施設の整備を除く。)で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 国が附則第四項の規定により無利子貸付金を貸し付ける場合においては、第十條中「第三條第一項の負担」とあるのは、「附則第四項の貸付け」として、同条の規定を適用する。

7 附則第四項及び第五項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の新築、増築又は改築に係る第三條第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の義務教育諸学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(スポーツ振興法の一部改正)

第二十七條 スポーツ振興法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第十四項とし、附則第四項から第六項までを七項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の見出し及び七項を加える。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、地方公共団体に貸し、第二十二條第一項の規定により国がその経費について補助する同項第一号又は第二号に掲げるスポーツ施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)次項において「社会資本整備特別措置法」という。第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをし

た法令の規定を含む。附則第八項において同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、地方公共団体に貸し、前項の規定による場合のほか、当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象であるスポーツ施設の整備に係る第二十二條第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である当該地方公共団体の設置する学校のスポーツ施設又は一般の利用に供するためのスポーツ施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つ

た場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第二十八條 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條を附則第十五條とし、附則第三條から第十三條までを一條ずつ繰り下げ、附則第二條の次に次の一條を加える。

(国の無利子貸付け等)

第三條 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用につい

ては、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第六章 厚生労働省関係

(地域保健法の一部改正)

第二十九条 地域保健法(昭和二十二年法律第百

一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、市町村に対し、第十九条の規定により国がその費用について補助することができ市町村保健センターの設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

国は、第一項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である市町村保健センターの設置について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

市町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用について

は、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(児童福祉法の一部改正)

第三十条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の四第一項中「本条中」を削る。

第七十一条を削り、第七十二条を第七十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第五十二条の規定により国がその費用について負担する児童相談所及び児童福祉施設の設備並びに児童福祉施設の職員の養成施設の新設、修理、改造、拡張又は整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十二条の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県(第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。)に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができ児童福祉施設の新設(社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。)、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一

条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、児童家庭支援センターの新設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、児童の保護を行う事業又は児童の健全な育成を図る事業を目的とする施設の新設、修理、改造、拡張又は整備(第五十二条又は第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助するものを除く。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつては、その者に当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

国は、当分の間、都道府県、市町村又は長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童(以下「長期療養児童」という。)の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し、長期療養児童の家族が宿泊する施設の建設、修理、改造、拡張又は整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつては、その者に当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

前各項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

国は、第一項の規定により都道府県又は市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第五十二条の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

国は、第二項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第五十六条の二第三項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

国は、第三項から第五項までの規定により都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

都道府県、市町村又は長期療養児童の療養環境の向上のために必要な事業を行う者が、第一項から第五項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第六項及び第

七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第七十三条及び第七十四条を削る。

(医師法の一部改正)

第三十一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第四十四条 国は、当分の間、都道府県に對し、第十六条の二第一項に規定する病院に附屬する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第一条第一項第二号に該當するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院の開設者が行う場合にあつては、当該開設者に対し、当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である施設の整備について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(歯科医師法の一部改正)

第三十二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第四十五条 国は、当分の間、都道府県に對し、第十六条の二第一項に規定する病院又は診療所に附屬する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第一条第一項第二号に該當するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院又は診療所の開設者が行う場合にあつては、当該開設者に対し、当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である施設の整備について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(歯科衛生士法の一部改正)

第三十三条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

3 国は、当分の間、都道府県に對し、第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該當するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の歯科衛生士養成所の設置者が行う場合にあつては、当該設置者に対し、当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第三項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である歯科衛生士養成所の整備について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

当する金額を交付することにより行うものとする。

(医療法の一部改正)

第三十四条 医療法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第八十六条 国は、当分の間、病院又は診療所の開設者に対し、病院又は診療所の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下、社会資本整備特別措置法という。)第二条第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県に對し、病院又は診療所の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該當するものにつき、当該病院又は診療所の開設者に対し、当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である病院又は診療所の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 都道府県又は病院若しくは診療所の開設者が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十五条 身体障害者福祉法昭和二十四年法律第二百八十三号の一部を次のように改正する。

第四十三条の二中「本条中」を削る。

第五十条を削り、第四十九条の二を第五十条とする。

第五十一条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第三十七条の二第一項の規定により国がその費用について負担する身体障害者更生支援施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条の二第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生支援施設その他身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあっては、その者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村又は都道府県が、第一項又は第二項

の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第五十二条から第五十六条までを削る。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第三十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十二第一項中「この条において」を削る。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（精神病患者監護法及び精神病院法の廃止）」を付する。

附則第三項を次のように改め、同項の前に見出しとして「（国の無利子貸付け等）」を付する。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、第十九条の十第一項の規定により国がその経費について補助する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の十第一項の規定により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 国は、当分の間、営利を目的としない法人に対し、第十九条の十第二項の規定により国がその経費について補助することができる精

神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の十第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、都道府県が処理することとされている第五十条第一項又は第五十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の事務を指定都市が処理する場合にあっては、当該指定都市を含む。以下この項において同じ。）に對し、第五十一条第二項の規定により国がその費用について補助することができる精神障害者社会復帰施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあっては、当該設置者に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

附則に次の八項を加える。

6 国は、当分の間、都道府県又は指定都市に對し、精神障害者社会復帰施設（第五十条の二第一項第五号に規定する精神障害者地域生活支援センターを除く。以下この項において同じ。）において精神障害者と地域住民との交流を深めることを目的とする設備の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県及び指定都市以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあっては、当該設置者に對し当該都道府県又は指定都市が補助する費用に充て

る資金の一部を、予算の範囲内において、無
利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、都道府県に対し、精神障
害者の発生の予防その他国民の精神保健の向
上のための施設の整備で社会資本整備特別措
置法第二条第一項第二号に該当するものに要
する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲
内において、無利子で貸し付けることができ
る。

8 附則第三項から前項までの国の貸付金の償
還期間は、五年(二年以内の据置期間を含
む。)以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第三項から
第七項までの規定による貸付金の償還方法、
償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事
項は、政令で定める。

10 国は、附則第三項の規定により都道府県に
対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの
対象である事業に係る第十九条の十一項の
規定による国の補助については、当該貸付金
の償還時において、当該貸付金の償還金に相
当する金額を交付することにより行うものと
する。

11 国は、附則第四項の規定により営利を目的
としない法人に対し貸付けを行った場合には
は、当該貸付けの対象である事業について、
第十九条の十二項の規定による当該貸付金
に相当する金額の補助を行うものとし、当該
補助については、当該貸付金の償還時におい
て、当該貸付金の償還金に相当する金額を交
付することにより行うものとする。

12 国は、附則第五項から第七項までの規定に
より都道府県又は指定都市に対し貸付けを行
った場合には、当該貸付けの対象である事業
について、当該貸付金に相当する金額の補助
を行うものとし、当該補助については、当該
貸付金の償還時において、当該貸付金の償還
金に相当する金額を交付することにより行う

ものとする。

13 都道府県、指定都市又は営利を目的としな
い法人が、附則第三項から第七項までの規定
による貸付けを受けた無利子貸付金につい
て、附則第八項及び第九項の規定に基づき定
められる償還期限を繰り上げて償還を行った
場合(政令で定める場合を除く。)における前
三項の規定の適用については、当該償還は、
当該償還期限の到来時に行われたものとみな
す。

(生活保護法の一部改正)

第三十七条 生活保護法(昭和二十五年法律第百
四十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の二 第一項中「本条中」を削る。

附則第八項及び第九項を削り、附則第十項を
附則第八項とし、同項の次に次の見出し及び二
項を加える。

(国の無利子貸付け等)

9 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対
し、第七十五条第一項の規定により国がその
費用について負担する保護施設の修理、改造
又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売
払収入の活用による社会資本の整備の促進に
關する特別措置法(昭和六十二年法律第八十
六号。以下「社会資本整備特別措置法」とい
う。)第二条第一項第二号に該当するものに要
する費用に充てる資金について、予算の範囲
内において、第七十五条第一項の規定(この
規定による国の負担の割合について、この規
定と異なる定めをした法令の規定がある場合
には、当該異なる定めをした法令の規定を含
む。以下同じ。)により国が負担する金額に相
当する金額を無利子で貸し付けることができ
る。

10 国は、当分の間、都道府県(第八十四条の
二 第一項の規定により、都道府県が処理する
こととされている第七十四条第一項の事務を
指定都市等が処理する場合にあつては、当該

指定都市等を含む。以下この項及び附則第十
四項において同じ。)に対し、第七十五条第二
項の規定により国がその費用について補助す
ることができ保護施設の修理、改造又は拡
張で社会資本整備特別措置法第二条第一項第
二号に該当するものにつき、都道府県以外の
保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助
する費用に充てる資金について、予算の範囲
内において、第七十五条第二項の規定(この
規定による国の補助の割合について、この規
定と異なる定めをした法令の規定がある場合
には、当該異なる定めをした法令の規定を含
む。以下同じ。)により国が補助することがで
きる金額に相当する金額を無利子で貸し付け
ることができる。

附則第十一項を次のように改める。

11 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年
(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で
定める期間とする。

附則に次の五項を加える。

12 前項に定めるもののほか、附則第九項及び
第十項の規定による貸付金の償還方法、償還
期限の繰上げその他償還に關し必要な事項
は、政令で定める。

13 国は、附則第九項の規定により市町村又は
都道府県に対し貸付けを行った場合には、当
該貸付けの対象である事業に係る第七十五条
第一項の規定による国の負担については、当
該貸付金の償還時において、当該貸付金の償
還金に相当する金額を交付することにより行
うものとする。

14 国は、附則第十項の規定により都道府県に
対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの
対象である事業について、第七十五条第二項
の規定による当該貸付金に相当する金額の補
助を行うものとし、当該補助については、当
該貸付金の償還時において、当該貸付金の償
還金に相当する金額を交付することにより行

うものとする。

15 市町村又は都道府県が、附則第九項又は第
十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付
金について、附則第十一項及び第十二項の規
定に基づき定められる償還期限を繰り上げて
償還を行った場合(政令で定める場合を除
く。)における前二項の規定の適用について
は、当該償還は、当該償還期限の到来時に行
われたものとみなす。

16 第七十九条の規定は、附則第九項及び第十
項の規定により国が市町村又は都道府県に対
し貸し付ける無利子貸付金について準用す
る。この場合において、同条中「補助金又は
負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは
「貸付金の貸付けを受けた保護施設」と、
「交付した補助金又は負担金」とあるのは「貸し付
けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負
担金の交付条件」とあるのは「貸付金の交付条
件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交
付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替
えるものとする。

(社会福祉法の一部改正)

第三十八条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四
十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び七項を加える。

(国の無利子貸付け等)

16 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等
に対し、授産施設(生活保護法第七十五条第
一項又は第二項の規定により国がその費用に
ついて負担し、又は補助するものを除く。)の
整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収
入の活用による社会資本の整備の促進に關す
る特別措置法(昭和六十二年法律第八十六
号。以下「社会資本整備特別措置法」とい
う。)第二条第一項第二号に該当するものにつ
き、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合
にあつては、その要する費用に充てる資金の一
部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉

法人が行う場合にあってはその者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

17 国は、当分の間、指定都市等に対し、隣保館等の施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

18 国は、当分の間、都道府県に対し、隣保館等の施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

19 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

20 前項に定めるもののほか、附則第十六項から第十八項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

21 国は、附則第十六項から第十八項までの規定により都道府県又は指定都市等に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である施設の整備について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

22 都道府県又は指定都市等が、附則第十六項から第十八項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十九項及び第二十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合、政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来

時に行われたものとみなす。

（売春防止法の一部改正）

第三十九条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改め、同項の前に見出しとして「（国の無利子貸付け等）」を付する。

6 国は、当分の間、都道府県に對し、第四十条第一項の規定により国がその費用について負担する婦人相談所の整備で日本電信電話株式会社株式の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十条第一項の規定により国が負担する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、都道府県に對し、第四十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について補助することができる婦人保護施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金について、市町村又は社会福祉法人が行う場合にあっては、その者に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十条第二項又は第三項の規定により国が補助することができる金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第六項及び第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項

は、政令で定める。

10 国は、附則第六項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業に係る第四十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第七項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、第四十条第二項又は第三項の規定による当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

12 都道府県が、附則第六項又は第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（水道法の一部改正）

第四十条 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第三項中「二十年（五年）」を「五年（二年）」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第四十一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「この条において」を削る。

附則第五項を次のように改め、同項の前に見出しとして「（国の無利子貸付け等）」を付する。

5 国は、当分の間、市町村又は都道府県に對し、第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の

設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第六項から第十項までを次のように改める。

6 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に對し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあっては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあっては、その者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第五項及び第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第五項の規定により市町村又は都道府県に對し貸付けを行った場合には、当

該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六條第一項の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第六項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

附則に次の一項を加える。

11 市町村又は都道府県が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(老人福祉法の一部改正)

第四十二條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を削り、附則第八條の二を附則第七條とする。

附則第八條を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第八條 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六條第一項の規定により国がその費用について負担する設備の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二

十六條第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、第二十六條第三項の規定により国がその費用について補助することができ、事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつては、その者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、指定都市等に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置(第二十六條第三項の規定により国がその費用について補助するものを除く。次項において同じ。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、都道府県に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5 前各項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

7 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六條第一項の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 国は、第二項から第四項までの規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 市町村又は都道府県が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附則第九條から第十九條までを削る。

(介護保険法の一部改正)

第四十三條 介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

(国の無利子貸付け等)

第六條 国は、当分の間、地方公共団体に對し、介護老人保健施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等(地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二條の二十二第二項の中核市をいう。)に對し、介護老人保健施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、第九十四條第三項第一号に掲げる医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者に對し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第七章 農林水産省関係

(土地改良法の一部改正)

第四十四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(漁港法の一部改正)

第四十五条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(森林法の一部改正)

第四十六条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(緑資源公団法の一部改正)

第四十七条 緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(卸売市場法の一部改正)

第四十八条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第十一条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第七十二条第一項の規定により国がその費用について補助することができ、中央卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十二条第一項の規定(この規定による国の補助の割合

について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ、金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県に對し、地方卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、第七十二条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第四十九条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

第八章 経済産業省関係

(工業用水道事業法の一部改正)

第五十条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)

第五十一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、再生資源又は再生部品を利用することにより資源の有効な利用を促進するための施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該地方公共団体が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、民間事業者が行う場合にあつては当該民間事業者に對し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲

内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの對象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第五十二条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、都道府県に對し、特定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該

するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は認定中小売商業高度化事業者が行う場合にあってはそれらの者に對し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村に対し、特定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号に該当するものにつき、当該市町村が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は認定中小売商業高度化事業者が行う場合にあってはそれらの者に對し当該市町村が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定めら

れる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（新事業創出促進法の一部改正）
第五十二条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第十八条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第十六条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、新たな事業の創出を行う者又は新たな事業の創出を支援する事業を行う者に利用させるための施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該地方公共団体が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が行う場合にあっては当該法人に對し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付

けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第九章 国土交通省関係

（砂防法の一部改正）

第五十四条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「府県又ハ下級公共団体を「公共団体」に改め、同条第三項中「二十年（五年）を「五年（二年）」に改め、同条第五項中「府県又ハ下級公共団体を「公共団体」に改める。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

第五十五条 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に規定する道路（一般国道を除く。）を「道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第一条第一項の規定により国がその費用について補助することができる道路の修繕で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である道路の修繕について、第一条の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（港湾法の一部改正）

第五十六条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「二十年（五年）を「五年（二年）」に改め、附則第二十五項及び第二十六項中「附則第九条第六項」を「附則第九条第八項」に改める。

（北海道開発のためにする港湾工事に關する法律の一部改正）

第五十七条 北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「二十年（五年）を「五年（二年）」に改める。

（公営住宅法の一部改正）

第五十八条 公営住宅法（昭和二十六年法律第百

九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「公営住宅の改良」を「公営住宅の建設等(第七条第一項の規定により国がその費用を補助するものを除く。附則第十二項において同じ。)、共同施設の建設等(第七条第二項の規定により国がその費用を補助することができものを除く。附則第十二項において同じ。)」又は公営住宅若しくは共同施設の改良に改め、附則第八項中「二十年(五年)を五年(二年)」に改め、附則第十二項中「公営住宅の改良」を「公営住宅の建設等、共同施設の建設等又は公営住宅若しくは共同施設の改良」に改める。

(道路法の一部改正)
第五十九条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「又は改築」を「若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕」に改め、附則第六項中「二十年(五年)を五年(二年)」に改め、附則第九項中「又は改築」を「若しくは改築又は指定区間外の国道の修繕」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第六十条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第九条第四項の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第九条第四項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第六項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第九条第四項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 地方公共団体が、附則第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(鉄道軌道整備法の一部改正)

第六十一条 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項に見出しとして「(認定又は承認を行わない鉄道)を付する。

附則に次の見出し及び五項を加える。
(国の無利子貸付け等)
3 国は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、鉄道事業者又は地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資若しくは拠出に係る法人(以下「鉄道事業者等」という。)に対し、鉄道事業の用に供する施設の建設又は改良に関する事業で日本電信電話株式会社の株式の

売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第三項の規定により鉄道事業者等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 鉄道事業者等が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(土地区画整理法の一部改正)

第六十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

十一項中「第九項を」第十項に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第九項を附則第十項とし、附則第八項中「政令で定める地方公共団体」を「地方公共団体」に改め、同項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 国は、当分の間、第三条第三項の規定による施行者に対し、前項の規定による場合のほか、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第六十三条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第六十四条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第六十五条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(空港整備法の一部改正)

第六十六条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「二十年(五年)」を「五年(二年)」に改める。

(海岸法の一部改正)

第六十七條 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「の負担において行なう」を「又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。第六條第二項第四号に規定する特別事業関係会計の負担において行なう)に改め、附則第六項中「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。第六條第二項第四号に規定する特別事業関係会計の負担において行なう)に改め、附則第八項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第六十八條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「(第四十五條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。及び又ははばた山崩壊防止工事(以下「地すべり防止工事等」という。))を削り、同條第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改め、同條第四項中「地すべり防止工事等」を「地すべり防止工事」に改める。

(下水道法の一部改正)

第六十九條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)

第七十條 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第七十一條 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第七十二條 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「を含む」の下に「。附則第二項及び第五項において同じ」を加える。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十五條第二項の規定により国がその経費について補助する新築若しくは増築又は建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十五條第二項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。))により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則第三項から第五項までを次のように改める。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である新築若しくは増築又は建築に係る第十五條第二項の規定による国の補助に

ついては、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行ふものとする。

附則に次の一項を加える。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十三條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第七十四條 日本鉄道建設公団法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(河川法の一部改正)

第七十五條 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「及び修繕」を削り、附則第七項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第六項中「地方公共団体」を「第二百一十二條第一項に規定する施行者、地方公共団体に、又は第二項を、から第三項まで」に、

「第三項及び第四項を、第四項及び第五項に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項中「又は第二項を、から第三項まで」に改め、規定により」の下に、第二百一十二條第一項に規定する施行者」を加え、同項を同條第六項とし、同條第四項中「又は第二項を、から第三項まで」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項を、前三項に、二十年(五年)を五年(二年)に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。))を「社会資本整備特別措置法」に改め、同項を同條第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

国は、当分の間、第二百一十二條第一項に規定する施行者に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。))第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第七十八條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)

第七十九條 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十四年法律第七十号)の一部を改正する法律案

十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第八十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「二十年(五年)を五年(二年)に改める。」

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第八十一条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業」を「次に掲げる事業」に改め、「(地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人に限る。)」を削り、同号に次のように加える。

イ 第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業として行われる都市計画法第四十条第六項の都市計画施設又は都市計画において定められた都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七條の八の二第二項第二号の施設の整備に関する事業

ロ 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業その他の民間事業者によつて行われる同号の政令で定める都市計画施設の整備に関する事業

附則第十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「第一号に規定する公共の」を「前号に規定する公共の」に、「(第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業を除く。)」を「(同号イ又はロに掲げる事業を除く。)」に、「第一号に規定す

る者」を「(地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人に限る。)」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項第三号中「土地区画整理法」の下に「(昭和二十九年法律第九十九号)を加え、(昭和四十四年法律第三十八号)を削り、同条第四項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第五項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改める。

附則第十五条の見出し中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に改め、同条第一項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正)

第八十二条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(国の無利子貸付け等)」を付する。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十八条第二項の規定により国がその費用について補助することができる賃貸住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十八条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の四項を加える。

3 前項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規

定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である賃貸住宅の建設について、第十八条第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第八十三条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第二条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定により国がその費用について補助することができる電線共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十八号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合は、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である賃貸住宅の建設について、第十八条第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

3 前二項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築について、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築に係る第二十二條第三項第一号の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時にお

る場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である賃貸住宅の建設について、第十八条第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

3 前二項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築について、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築に係る第二十二條第三項第一号の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時にお

ける場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である賃貸住宅の建設について、第十八条第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

3 前二項の国の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築について、第二十二條第二項又は第三項第二号の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築に係る第二十二條第三項第一号の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時にお

ける場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に貸し付けを行った場合には、当該貸付けの対象である賃貸住宅の建設について、第十八条第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

て、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第八十四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、市町村に対し、第十二条第二項の規定により国がその費用について補助することができ得る建築物の建替えで日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、第十二条第一項に規定する認定事業者に対し当該市町村が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十二条第二項の規定により国が補助することができ得る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に對し、密集市街地における防災街区の整備に関する事業（前項に規定する建築物の建替えを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、民間事業者が行う場合にあっては当該民間事業者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら行う場合に

あってはその要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第十二条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第八十五条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

（資金の貸付けの特例）

第二条 政府は、当分の間、指定会社に対し、第六条第一項第一号の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第八十六条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第四十一条第二項の規定により国がその費用について補助することができ得る高齢者向け優良賃貸住宅の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、認定事業者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十一条第二項の規定により国が補助することができ得る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に對し、登録住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二

条第一項第二号に該当するものにつき、当該改良を行う登録住宅の賃貸人に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第四十一条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第十章 環境省関係

（自然公園法の一部改正）

第八十七条 自然公園法（昭和三十二年法律第百

六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び五項を加える。

(国の無利子貸付け等)

11 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十六条の規定により国がその費用について補助することができる公園事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条の規定により国が補助することが出来る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

12 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

13 前項に定めるもののほか、附則第十一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

14 国は、附則第十一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園事業について、第二十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

15 都道府県が、附則第十一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第八十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「市町村を」都道府県又は市町村に、「に要する費用に充てる資金の一部を」に、「都道府県又は市町村が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県又は市町村以外の者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県又は市町村が補助する費用に充てる資金の全部又は一部」に改め、同条第七項中「市町村を、都道府県、市町村又はセンターに、又は第二項を、から第三項までに、第三項及び第四項を、第四項及び第五項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項の下に」又は第三項を加え、「市町村を」都道府県、市町村又はセンターに改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項を」から第三項までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を」前三項に、「二十年(五年を五年(二年に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、当分の間、センターに対し、産業廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

附則第五条第二項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第六項から第八項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「受けた者」の下に「地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人に限る。」を、「事業」の下に「同号ロに掲げる事業であつて」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「第三号」を「第二号」に改める。

第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

(地価税法の一部改正)

第五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号中「第三号」を「第二号」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十六条の改正規定の次に次のように加える。

附則第五項中「第五十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)」を「第五十一条第三項」

に、「第五十一条第二項」を「第五十一条第四項」に改める。

第四条のうち医療法第四十二条の改正規定中「同項第三号の三」を「同項第七号」に改める。

(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第七条 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中身体障害者福祉法第四十九条の二の改正規定を次のように改める。

第五十条を次のように改める。

(更生保護の特例)

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童は、第九条から第十條まで、第十一條の二、第十七條の三、第十七條の十から第十七條の十五まで、第十七條の三十一、第十八條(第三項に限る。)、第十八條の二及び第三十五條から第三十八條までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

第七條中知的障害者福祉法附則第四項から第十項までを削る改正規定を次のように改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「附則第五項及び第六項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十一項中「附則第五項又は第六項」を「附則第四項又は第五項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第六項及び第七項」に改め、同項を附則第十項とする。

投票者氏名
日程第一 平成十三年度一般会計補正予算(第2号)
日程第二 平成十三年度特別会計補正予算(第2号)
賛成者氏名 一三六名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
加治屋義人君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
金田 勝年君 龜井 郁夫君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公義君 倉田 恒一君
倉掛 哲男君 小倉 寛之君
小泉 顯雄君 小齊 敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 近藤 剛君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
齋藤 十朗君 坂野 重信君
桜井 新君 清水嘉子君
清水 達雄君 陣内 孝雄君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 段本 幸男君

月原 茂皓君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 西田 吉宏君
西銘順志郎君 野上浩太郎君
野沢 太三君 野間 赳君
南野知恵子君 橋本 聖子君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 福島啓史郎君
藤井 基之君 保坂 三藏君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松谷蒼一郎君 松田 岩夫君
松村 龍二君 松山 政司君
三浦 一水君 溝手 顯正君
宮崎 秀樹君 森下 博之君
森田 次夫君 森元 恒雄君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山下 善彦君 山本 一太君
吉田 博美君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 遠山 清彦君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 松 あきら君
森本 晃司君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
岩本 莊太君 西川きよし君

反対者氏名

浅尾慶一郎君 九五名
伊藤 基隆君
今井 澄君
岩本 司君
江田 五月君
小川 勝也君
大塚 耕平君
勝本 健司君
川橋 幸子君
北澤 俊美君
小林 元君
佐藤 泰介君
佐藤 雄平君
櫻井 充君
鈴木 寛君
高橋 千秋君
千葉 景子君
角田 義一君
直嶋 正行君
長谷川 清君
広中和歌子君
藤井 俊男君
堀 利和君
松井 孝治君
峰崎 直樹君
柳田 稔君
山根 隆治君
和田ひろ子君
薬科 満治君
井上 美代君
岩佐 恵美君
紙 智子君
小泉 親司君
富樫 練三君
畑野 君枝君
林 紀子君
宮本 岳志君

朝日 俊弘君
池口 修次君
今泉 昭君
海野 徹君
江本 孟紀君
小川 敏夫君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
木俣 佳丈君
郡司 彰君
奥石 東君
佐藤 道夫君
齋藤 勁君
榎葉賀津也君
高嶋 良充君
谷 博之君
辻 泰弘君
内藤 正光君
羽田雄一郎君
平田 健二君
福山 哲郎君
藤原 正司君
本田 良一君
円 より子君
築瀬 進君
山下八洲夫君
山本 孝史君
若林 秀樹君
井上 哲士君
池田 幹幸君
大沢 辰美君
小池 晃君
大門実紀史君
西山登紀子君
八田ひろ子君
筆坂 秀世君
吉岡 吉典君

賛成者氏名 一三九名
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に
よる社会資本の整備の促進に関する特別措置法等
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

吉川 春子君 大江 康弘君
島袋 宗康君 田名部匡省君
田村 秀昭君 高橋紀世子君
西岡 武夫君 平野 貞夫君
平野 達男君 広野ただし君
松岡満壽男君 森 ゆうこ君
山本 正和君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 大田 昌秀君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
又市 征治君 中村 敦夫君
本岡 昭次君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

鴻池 祥麟君	近藤 剛君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
齋藤 十朗君	坂野 重信君
桜井 新君	清水嘉与子君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敏三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂昭君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野沢 太三君	野間 越君
南野知恵子君	橋本 聖子君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	福島啓史郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舩添 要一君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	溝手 顯正君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森元 恒雄君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	山本 一太君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君

反対者氏名

高野 博師君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
岩本 莊太君	高橋紀世子君
西川きよし君	
浅尾慶一郎君	九四名
伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
今井 澄君	池口 修次君
岩本 司君	今泉 昭君
江田 五月君	海野 徹君
小川 勝也君	江本 孟紀君
大塚 耕平君	小川 敏夫君
勝木 健司君	岡崎トミ子君
川橋 幸子君	神本美恵子君
北澤 俊美君	木俣 佳丈君
小林 元君	郡司 彰君
佐藤 泰介君	奥石 東君
佐藤 雄平君	齋藤 道夫君
櫻井 充君	齋藤 勲君
鈴木 寛君	榎葉賀津也君
高橋 千秋君	高嶋 良充君
千葉 景子君	谷 博之君
角田 義一君	辻 泰弘君
直嶋 正行君	内藤 正光君
長谷川 清君	羽田雄一郎君
広中和歌子君	平田 健二君
藤井 俊男君	福山 哲郎君
堀 利和君	藤原 正司君
松井 孝治君	本田 良一君
峰崎 直樹君	円 より子君
柳田 稔君	篠瀬 進君
	山下八洲夫君

山根 隆治君	山本 孝史君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
薬科 満治君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
岩佐 恵美君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大江 康弘君
島袋 宗康君	田名部匡省君
田村 秀昭君	西岡 武夫君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
大淵 絹子君	大脇 雅子君
大田 昌秀君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	又市 征治君
中村 敦夫君	本岡 昭次君

発行所 東京一〇五八四四五
二番四番区虎ノ門二丁目
郵政省印刷局
電話 03 (3587) 4234
定価 本号一部 一〇〇五円
送料 別